

事 務 連 絡

平成 27 年 12 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）担当課 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

「がん登録等の推進に関する法律」に係る疑義解釈資料の送付について

「がん登録等の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）については、平成 28 年 1 月 1 日の施行に向けて、ご準備頂いているところですが、今般、法および施行準備に係る疑義解釈資料（その 3）を作成いたしましたので、参考までに送付します。

病院等による届出について（法第6条等関係）

問1 省令第13条第1項第1号に、診療録に付した番号（以下、「診療録番号」という。）が届出対象情報に規定されているが、診療録番号を診療録に記載していない病院等においては、診療録番号を記入せず届出を行うことは可能か。

答 可能である。

問2 病院又は指定された診療所を廃止した後であっても、その管理者であった者に届出義務はあるのか。

答 当該の病院又は診療所を廃止した管理者は、廃止の日までに生じた法上の届出義務に対応しなければならない。

問3 病院の廃止後に届出義務の履行を怠った場合は、その管理者であった者は法第7条に規定された勧告等の対象となるのか。

答 特段の理由なく届出義務を懈怠すると認められる場合は法第7条の勧告等の対象となる。

診療所の指定について（法第6条第2条関係）

問1 都道府県知事が、指定の日から遡って診療所を指定することは可能か。

答 診療所からの適正な届出を受けた時点で指定するものであり、遡って指定することはできない。

都道府県がん情報の利用及び提供について（法第18条等関係）

問1 従前の「地域がん登録」の情報を都道府県がん情報と一体的に都道府県がんデータベースに記録、保存した場合において、「地域がん登録」の情報を都道府県知事が利用又は調査研究のために提供しようとするときには、審議会等の意見を聴く必要があるか。

答 必要ない。ただし、「地域がん登録」の情報については、法における利用及び提供に関する規定は適用されないが、法の趣旨を鑑みると都道府県がん情報に準じた取扱いを行うことが望ましい。

全国がん登録情報等の保有等の制限（法第27条関係）

問1 病院等の管理者が届け出た届出対象情報を都道府県知事はいつまで保有してよいのか。

答 法第27条には、都道府県がん情報等については、利用又は提供に必要な期間を超えて保有してはならないとされており、その期間の目安は5年と考えられる。